

原議保存期間	5 年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 公 安 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 （参考送付先）
 警察大学校警備教養部長
 皇宮警察本部警備部長
 各管区警察局広域調整担当部長
 庁 内 各 局 部 課 長
 各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 備 企 発 第 2 7 0 号
 令 和 7 年 9 月 2 4 日
 警 察 庁 警 備 局 警 備 企 画 課 長

警備事件指導官の効果的運用による緻密かつ適正な捜査の推進について（通達）
 警備事件指導官の配置については、「公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）」（令和7年8月7日付け警察庁丙備企発第70号ほか）及び「公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査を徹底するための具体的取組事項について（通達）」（令和7年9月2日付け警察庁丁備企発第249号ほか）により示されたところであるが、その任務については、下記のとおりとするので、効果的に運用し、公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査を推進されたい。

記

1 捜査幹部に対する意見具申等に関すること

(1) 重要事件の捜査状況の把握

重要事件の捜査に関し、

- 刑事訴訟法、犯罪捜査規範等の捜査関係法令及び関係通達等に基づき適正に推進されているか
- 客観証拠や関係者の供述が適切に評価されているか
- 捜査状況に関する捜査幹部への報告や検察庁を含めた関係機関との情報共有等が適時・適切に行われているか

などについて把握すること。その際、取調べ等における基本の遵守、消極要素の精査、証拠の十分な収集と評価、裏付捜査の徹底、被疑者等の供述の吟味、逮捕権の慎重かつ適正な運用及び捜査班の適正な運営等に着眼し、中立的に把握するように努めること。

(2) 警察本部長等に対する意見具申等

必要に応じて、事件担当の管理官や捜査主任官等に対して指導・助言を行うほか、警察本部長（警視庁にあっては公安部長。以下同じ。）等に対して意見具申を行うこと。

(3) 本部長捜査会議に係る記録の保管状況の確認

本部長捜査会議に係る記録について、幹部の人事異動があっても捜査の組織

的運営が確保されるよう、事件主管課等において事件指揮簿とともに適切に作成及び管理が行われているかを確認すること。

(4) その他

事件主管課長の個別事件の捜査会議への出席状況を適宜確認するほか、事件主管課の事件捜査担当者等から生の声を幅広く吸い上げる機会を適宜設けること。

2 指導・教養の実施に関すること

必要に応じて既存の事件担当係や企画担当係等とも連携の上、次の事項を実施すること。

(1) 捜査実務能力向上のための指導・教養

緻密かつ適正な捜査を徹底するため、公安・外事部門の捜査を担当する者を対象に実情に応じた指導・教養を行うこと。

その際、取調べ等における基本の遵守、捜査書類の適正な作成及び管理、証拠の収集と管理等、裏付捜査の徹底、取調べの録音・録画などの観点を含めるほか、警察庁が発出する教養資料等を活用するなどして実践的な指導・教養を行うこと。

(2) 捜査指揮能力向上のための指導・教養

警察庁が主催する管区別実践塾や警察大学校に新設する捜査指揮に関する専科等に積極的に参加させるとともに、受講後は、都道府県警察において、還元教養を実施するなど、捜査指揮能力向上を図るため、実情に応じた取組を充実させること。

(3) 事件主管課等への巡回業務指導

警察本部警備部（警視庁にあっては公安部。以下同じ。）の事件主管課等及び警察署警備課に対して、必要に応じて巡回業務指導を行い、緻密かつ適正な捜査が徹底されているかを確認し、改善すべき点がある場合には必要な指導・教養を行い、是正を図ること。巡回業務指導については、現場捜査員からの生の声を幅広く吸い上げる機会としても活用すること。

3 公安・外事部門の捜査に関する相談・意見等の受理に関すること

公安・外事部門の捜査に関する相談・意見等を受理する窓口を周知し、幅広く受理すること。その中に、個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる事項があれば、警察本部長等に直接報告するほか、内容に応じて、事件主管課に共有し、適正な捜査運営や緻密かつ適正な捜査の推進につなげること。その際、相談者・通報者の保護に適切な配慮を行い、相談者・通報者に対する不利益な取扱いを防ぐ措置を講じること。

4 捜査上の不適正事案に関すること

警察本部警備部及び警察署警備部門の事件主管課・係において発生した捜査上の不適正事案等については速やかな報告を求め、警察本部長等に報告するなど適切な対応・是正を図るとともに、これら情報を管理し、同種事案の再発防止に向けた取組に活用すること。

5 適正捜査指導室との連携等に関すること

(1) 適正捜査指導室との連携

警備事件指導官は、その任務を行うに当たっては、警察庁警備局警備企画課適正捜査指導室（以下「適正捜査指導室」という。）と緊密な連携を図ること。

(2) 適正捜査指導室に対する報告

警備事件指導官は、公安・外事部門における次に掲げる事項について、適正捜査指導室に遅滞なく報告すること。

ア 捜査上の不適正事案

イ 被疑者の誤手配事案

ウ 被疑者の誤逮捕事案

エ 捜査上の被疑者事故

オ 国家賠償請求訴訟等で捜査手続等が争点となることが予想される事案

カ 無罪判決、再審事件

キ その他、捜査運営や事故・紛議等に関すること